

說苑



陸上交通事業調整法の公布

鐵道、内務兩省共同提案に係る陸上交通事業調整法は前

號記載した如く貴衆兩院の協賛を得、三月三十一日法律第

七十一號を以て公布せられたのでやがて其の施行令も發布

せらるるのである、遠からず調整の方法が實現するのであ

らうが吾々の日常生活上に深甚なる關係を有するのである

から斯法に就ひては充分理解と認識を得なければならぬ、

仍て不取敢公布の法文と貴衆兩院本會議に於て討議せられ

たる筆記（官報に依る）を抜萃掲載する。

法律第七十一號

陸上交通事業調整法

第一條 本法ニ於テ陸上交通事業トハ地方鐵道事業、軌道事業、自動車運輸事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ

第二條 主務大臣公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發達ニ資スル爲陸上交通事業ノ調整ヲ爲セントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及範圍、之ト密接ナル關係ヲ有スル兼業ノ處置竝ニ左ノ各號ニ依ル調整ノ方法ヲ決定スベシ

一 會社ノ合併又ハ設立

二 事業ノ讓受又ハ讓渡

三 事業ノ共同經營

四 事業ノ管理ノ委託又ハ受託

五 連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、變更又ハ

共用

六 運賃又ハ料金ノ制定、變更又ハ協定

七 連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ協定

八 用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕其ノ他調整上必要

ト認ムル方法

主務大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通事業經營者ニ對シ

前項第一號ノ事項ノ實施ヲ勸告シ又ハ同項第二號乃至第

八號ノ事項ノ實施ヲ命ズベシ

第三條 陸上交通事業經營者前條第二項ノ勸告ニ依リ主務

大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シタルトキハ之ガ認可

ヲ申請スベシ

陸上交通事業經營者前條第二項ノ命令ヲ受ケタルトキハ

主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シ之ガ認可ヲ申請

スベシ協定成立セザルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ協議調ハザル事項ヲ裁定ス

主務大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整

委員會ノ意見ヲ徵スベシ

但シ重要ナラザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣第二項ノ裁定ヲ爲シタルトキハ關係陸上交通事

業經營者ニ之ヲ通知スベシ

第四條 交通事業調整委員會ニ關スル規程ハ勸令ヲ以テ之

ヲ定ム

第五條 第二條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル調整ノ區域

内ニ於ケル陸上交通事業經營ノ免許又ハ特許ニシテ重要

ナルモノハ主務大臣交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ之

ヲ爲スベシ

第六條 第二條ノ規定ニ依リ調整ノ實施ニ因リ調整ノ區域

内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ經營スルニ至

リタル會社ニシテ勸令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ變

更、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ズ

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ第七

二條ノ規定ニ依ル調整ノ實施ニ因リ陸上交通事業ヲ經營スル會社ノ株主若ハ債權者ト爲リ又ハ其ノ會社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テハ北海道廳長官、府縣知事又ハ市町村長其ノ他之ニ準ズベキ者ハ其ノ指名スル吏員ヲシテ商法ノ定ムル選任方法ニ依リ其ノ會社ノ取締役又ハ監査役タラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市制第十七條及第七十八條又ハ町村制第六十五條及第六十六條若ハ之ヲ準用スル北海道一級町村制第一條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ依リ會社ノ取締役又ハ監査役ト爲リタル者吏員タル身分ヲ失ヒタルトキハ取締役又ハ監査役ノ職ヲ失フ

第八條 第二條ノ規定ニ依ル調整ノ實施ニ因リ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額ト

ス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 會社ノ設立又ハ資本増加

金錢出資ニ依ル拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二 會社ノ設立若ハ資本増加又ハ陸上交通事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第九條 地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ免許、特許、許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノニ付テハ第三條又ハ第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該法令ノ規定ニ依ル免許、特許、許可又ハ認可ヲ受ケタル

モノト看做ス

スルコトヲ得

第十條 第三條第二項ノ裁定アリタル場合ニ於テ第二條第

第十二條 陸上交通事業經營者本法若ハ本法ニ基キテ發ス

一項第二號ノ讓受ノ價額、同項第三號ノ共同經營ニ於ケ

ル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務

ル收得若ハ負擔ノ金額ノ割合又ハ同項第四號ノ管理ノ報

大臣ハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徴シ左ノ處分ヲ爲ス

酬金額ニ付不服アル者ハ協定ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ

コトヲ得

通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコ

一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト

トヲ得

二 他人ヲシテ事業經營者ノ計算ニ於テ事業ノ管理ヲ爲

前項ノ訴訟ハ第二條第二項ノ命令及第三條第二項ノ裁定

サシムルコト

ノ效力ヲ停止セズ

三 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲サシムルコト

第十一條 第二條第二項ノ規定ニ依リ事業ヲ讓受ケタル者

四 免許又ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

前條ノ規定ニ依リ出訴シタル場合ニ於テハ裁定ニ基ク讓

附則

受價額ト自己ノ見積價額トノ差額ニ相當スル金錢ヲ供託

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

衆議院 三月五日 提出上程

テ參ツタノデアリマスカ、其半面ニ於キマ

延イテハ經營ヲ困難ナラシメルバカリデナ

○國務大臣(中島知久平君) 只今上程サレ

シテハ、動モスレバ事業相互間ノ連絡統一

ク、一般公衆ニ對シマシテモ、交通機關ノ

マシタ陸上交通事業調整法案ノ提案理由ヲ

ヲ缺キ、併立競争ノ弊ヲ生ズルニ至ツタノ

利用上遺憾トスル點ガ少クナイト云フ状態

御説明申上ゲマス、陸上交通事業ハ我が國

デアリマス、其結果ハ國家的ニ見マシテ、

ニ立至ツタノデアリマス、隨テ是等交通事

力ノ發展ニ伴ヒマシテ、近年著シク發達シ

テ、當ニ事業者ニ取り資本ノ浪費トナリ、

業ヲ調整致シマシテ、國家的ノ不經濟ヲ除

キ、公衆ノ便益ヲ増進スルト共ニ、事業ノ

健全ナル發達ニ資スルノ要極メテ緊切ナルヲ認メ、茲ニ本法案ヲ提出シタ次第デアリマス

今其内容ノ主ナルモノヲ申上ゲマスレバ主務大臣ガ公益ノ増進ヲ圖リ、事業ノ健全ナル發達ニ資スル爲メ、陸上交通事業ノ調整ヲ爲サントスル場合ニハ、之ヲ交通事業調整委員會ニ諮リ、其意見ヲ徵シマシテ、調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及ビ範圍、竝ニ調整ノ方法ヲ決定致スノデアリマス、此決定ニ依リ主務大臣ハ陸上交通事業經營者ニ對シ、一定ノ事項ヲ勸告又ハ命令シ、其勸告又ハ命令ニ基キ、事業者ガ協定ヲシテ調整ガ行ハレルノデアリマス、若シ命令ヲ受ケタ事業者間ニ協議ノ纏マラナイ場合ニハ、主務大臣ガ裁定スルコトニ相成ツテ居リマス、此裁定ニ關シマシテモ、交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シテ爲スノミナラス、裁定ノ價額ニ不服ナ者ニハ、通常裁判所ニ出訴スル途モ開カレテ居ル次第

アリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ切望致シマス

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——坂下仙一郎君

○坂下仙一郎君 只今上程ニナリマシタ陸上交通事業調整法案ニ付キマシテ、簡單ニ

二三質問ヲシテ見タイト存ジマス
只今中島鐵道大臣ノ御説明ニナリマシタヤウニ、近距離ノ陸上交通ハ現在地方鐵道、軌道、乗合自動車、此ノ三ツノ事業ニ依ツテ大體ヲ支配サレテ居ルノデアリマス、而シテ乗合自動車ハ最近飛躍的ノ進歩發達ヲ遂ゲタモノデアリマシテ、殊ニ數年前マデ此許可權ガ地方長官ニ委任ラレテアリマシタ結果、ソレヲ許可スル場合ニ於キマシテ一貫シタ方針ガナク、又様々ナ情弊ガ伴ヒマシテ、無統制ニ許可サレテ居リマス結果トシテ、種々ナル弊害ガ生ジ、中ニハ一路線ニ數會社ノ乗合自動車ガ走り、惡辣ナ競争ヲスルモノモ隨所ニ出來タノデアリマス、

又大都市ニ於キマシテ、殊ニ東京ナドニ於キマシテハ、電車、乗合自動車、是等ガ無統制ニ走ツテ居リマスノデ、利用者ハ何ヲ利用スルコトガ最モ都合ガ好イカト云フコトヲ、判別スルノニ迷フト云フヤウナ狀態デアリマス、又二十町カ二十五町ノ近距離ニ行ク場合ニ於テモ、自動車ニ乗リ、電車ニ乗換ヘ、又自動車ニ乗換ヘナケレバナラナイト云フヤウナ不便モアリマスノデ、本法案ニ依リマシテ是等ノ弊害ヲ除去シ、利用者ニ便益ヲ與ヘ、而シテ二重投資ヤ經費ノ無駄ヲ排除シ、一面「ガソリン」、自動車ノ附屬品、部分品ノヤウナモノノ輸入ヲ減少致シマシテ、國際收支ノ調節ヲシタイ、所謂一石三鳥ノ計畫デアリマシテ、其趣旨目的ハ洵ニ結構ナモノデアリマス、斯ル法案ニ依リマシテ、此目的ガ圓滿ニ遂行シ得ラレルナラバ、斯ノ如キ法案ハ寧ロ數年前ニ提出スベカリシモノデアツテ、今日提出致シマシタコトハ、非常ニ遅レテ居ルカノ感

ジガアルノデアリマス（「ヒヤ〜」併ナガラ近頃ハ調整トカ統制トカ云フヤウナコトガ、所謂流行時代デアツテ、一ニモ統制ニニモ調整、統制、調整ナラデハ夜モ日モ明ケヌト云フ時代デアリマス、所デ此種類似ノ法律ハ數多ク實施セラレテ居リマスケレドモ、極メテ成功シテ居ルモノガ少イ、寧ロ統制セラレナイ前ノ方ガ非常ニ宜カツタト云フモノ、數ガ多イノデアリマス、多クハ統制調整ニ依ツテ、資本家、大企業家ヲ擁護シ、中小企業者ヲ壓迫シ、利用者、消費者ニ迷惑ヲ掛ケルト云フコトガ、結局多イト思フノデアリマス、最近ノ例カラ見マシテ、最モ顯著ナ事例ハ、重要肥料ノ統制ニ依ツテ硫酸ノ價格ヲ倍加セシメテ、國民否農民ノ生活ヲ脅シテ居リマス、又綿絲ノ配給統制ニ依リマシテ製品ノ値ヲ倍加セシメ、而モ中小機業家ヲ死地ニ陥レ、利用消費大衆ヲ犠牲ニシテ居ルト云フコトハ、皆サン御承知ノ通りデアリマス、此陸上交

通事業調整法案モ、サウ云フ轍ヲ履ムノデハナイカト云フコトヲ私共ハ案ズルノデアリマス、結論ト致シマシテ中小業者ヲ壓迫シ、大資本家ヲ擁護スルコトニナルデハナイカ、斯ウ云フコトガ案ジラレルノデアリマス、即チ本法案ニ依ツテ合同或ハ會社ノ新設等ヲ勸告シ、或ハ讓受、讓渡、共同經營等ヲ命令スル、其命令シタ事項ガ圓滿ニ協議ガ調ハナイ時ニハ、主務大臣ガ裁定スル、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマス、其結果ハ最前申上ゲマシタヤウニ、此種類似ノ法案ト同様ニ中小業者ヲ壓迫シ、獨占事業タラシメ、遂ニハ賃金ノ値上ラシ、市民大衆ヲ犠牲ニスルト云フヤウナコトニナリハシナイカ、斯ウ云フ處ガ多分ニアルノデアリマス、趣旨目的ハ至極結構デアリマシテモ、統制、調整ト云フモノノ實績ガ舉ラナイ原因ハ何處ニアルカ、斯ウ云フコトヲ考ヘテ見マサルト、其原因ハ多種多様デアリマセウ、併ナガラ私共ノ考ヘマサル

所ニ依リマスレバ、何レモ是ニハ委員會ト云フモノヲ設ケテ、其委員會ニ諮問シ、委員會ノ意見ヲ聽イテ色々スルコトニナツテ居リマスガ、是迄ノ例ヲ見マスト、委員會ハ殆ド形式デアリマス、形式的ノ委員會デアリマス。露骨ニ言ヘバ、官僚獨善ヲ「カムフラージニ」スル爲ニ作ツタ委員會ノヤウニ、私共ハ見ルノデアリマス（「ヒヤヒヤ」モツト極端ニ言ヒマスレバ、官僚獨善デヤツタ仕事ガ失敗シタ時ニ、其責任ヲ轉嫁スル爲ニ設ケタノデハナイカトマデ疑ハレルノデアリマス、若シモ政府ノ言ハル、ヤウニ、眞ニ委員會ノ意見ヲ聽キ、サウシテ本法ノ效果ヲ期待スルナラバ、委員會ノ構成ニ十分ナ注意ヲ拂フベキモノデアリマス、是マデ委員會ノ委員ヲ選任スルニ當リマシテ、官僚ガ官僚獨善デアルト云フ非難ヲ防グ爲ニ、申譯ニ作ル意味ニ於テ、先ヅ學識經驗アリト云フ方面カラノ委員ヲ選任スルニ當リマシテハ、學識ハアリ、經驗モ

アルベキ地位ニ在ツテ、實際ナイ人ヲ選任シテ居ル、ソレカラ貴衆兩院議員、此中カラ選任スル時ニナリマス、成ベク國務、黨務ニ忙シクテ、小サイ事ニハ餘リ頓著ノ出來ナイ地位ニ在ル幹部級ノ人ヲ選任スル業務ニ精通シ、或ハ地方事情ニ精通シタ方面カラ選ブニ當リマシテハ、成ベク濃厚デ、口ヲ利カナイ人ヲ極度ニ少數選任スル、サウシテアトハ關係各省ノ官吏ヲ多數選任スル、斯ウ云フコトデ行キマスカラ、結局效果ガ擧ラナクテ失敗ヲスルノデアリマス、中島鐵道大臣ハ企業家デアアル、商賣ノ經驗ヲ多分ニ持ツテ居ラレル方デアルカラ、マサカコンナコトデ委員ノ選任ヲナサリモシマイシ、又鐵道省ハ殆ド營利會社ノヤウナ仕事ヲ現在シテ居リマスカラ、官僚獨善ト云フサヤウナコトハナカラウト存ジマス、故ニ委員會ノ構成、委員ノ選任ニ付キマシテハ、十分ナル注意ヲ拂ツテ、サウシテ委員會ノ公正ナル意見ヲ徵シ、其意見ヲ如實

ニ此法律ノ實行ニ當ツテ行フ、斯ウ云フ誠意ガナケレバ、ラスト思フノデアリマス、殊ニ此委員會ニハ業務ニ精通シタ者、地方事情ニ精通シタ者ト云フ部門カラ、半數位ノ委員ヲ任命シナケレバ、斯ウ云フ複雑ナ事業ヲ調整スルコトハ困難ダト思フノデアリマスガ、當局ハドンナ御意思ヲ持ツテ居ラレルカ、此點ヲ御聽シタイノデアリマス

第二點デ御伺申シタイノハ、會社ノ合併、會社ノ新設、之ニ對シテハ勸告スルコトニナツテ居リマス、政府ガ甲ノ會社ト乙ノ會社トノ合併ヲ勸告スル、所ガ相當複雑ナ事情ガアリマスノデ、政府ノ一片ノ勸告デハ中々纏マラナイト思フノデアリマス、其場合ニ政府ハドウスルカ、本案ノ規定ニ依リマス、命令スルコトニハナツテハ居ナイ、唯勸告スルト云フコトダケニナツテ居ルガ此勸告ダケデハ私ハ目的ハ達成出來ナイト思フ、其場合ニ政府ハドウスル積リカ、是ガ伺ヒタイ

第三點、讓受、讓渡ヲ命令シタ場合、營業者同士デ話合ヒガ出來ナカツタトキ、協調ガ出來ナカツタトキニハ、調整委員ノ意見ヲ徵シ主務大臣之ヲ裁定スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマスルガ、唯主務大臣ガ裁定スルト云フダケデハ、業者トシテハ甚ダ危險デアアル、ドンナ裁定ヲセラレルノカ始下見當ガ付カナイ、私ハ業者ガ心配スルバカリデナク、大臣モ裁定スル場合ニ、何トカ茲ニ基準ガナケレバ御困リデアラウト思フ、又委員會トシテモ恐ラク困ル問題ダト思ヒマス、デアルカラ此裁定ノ基準ト致シマシテ、會社ガ現在ノ營業シテ居ル資本金、ソレカラ現在ノ利益、過去ニ於ケル犧牲、損失、將來ニ於ケル利益ノ増大率、斯ウシタヤウナモノヲ拾ヒ上ゲテ、サウシテソレニハドウ云フ風ナモノヲ計算スルカ、ドウ云フ風ニ計算スルカト云フヤウナ、大體基準ヲ設ケル必要ガアルト思ヒマス、之ヲ當局ハドウ云フ風ニシテ計算ヲシ、ドウ云フ

風ニシテ評價スルト云フ考デ居ルカ、其點ヲ詳細ニ聽キタイノデアリマス

其次ハ省營「バス」ト乗合自動車トノ關係デアリマス、本法ハ不當ノ競争ヲ避ケシメ、運轉系統ヲ正シクスルト云フコトガ目的デアリマスガ、鐵道省自身ニ經營シテ居

ラレル省營「バス」ト民間業者ノ乗合「バス」ト一路線ヲ競争シテ居ル所ガ隨所ニアリマス、是ハ一體ドウスルカ、此法案ヲ提出致シマシタ限リニハ、恐ラク鐵道省ハ省

營「バス」ノ方ヲ遠慮シテ止メテシマフダラウ、斯ウ私ハ考ヘマスケレドモ、ドウシテモノレヲ鐵道省ガ遠慮シテ止メナイト云フトキニハ、一體是ハドウ云フ風ニ處理ス

ルノカ、鐵道大臣ガ命令ヲ出シテヤツテ居ル、省營「バス」ニ對シテ、民營會社ヲ買收セヨト云フ命令モマサカ出スマイト思フ、

御自身ガ御自身ニ命令ヲ出スト云フコトハ出來マイト思フ、又民營會社ノ方ヘ省營「バス」ヲ買收セヨト云フ命令モ出セヌト思フ

ノデアリマス、斯ウ云フ場合ハ一體ドウ云フ風ニスル積リデアアルカ、ハツキリシタ方針ヲ承リタイノデアリマス、甚ダ簡單デアリマスガ、私ノ質問ハ是デ打切りマス、ドウカ懇切丁寧ニ、而モハツキリシタ御答辯ガ願ヒタイト存ジマス

○國務大臣(中島知久平君)

坂下君ノ御質問ニ御答致シマス、第一問ハ、此調整法ノ

實施ニ依ツテ、中小企業者ヲ壓迫スルコトニナラヌカト云フコトト、賃銀値上ヲ誘發シヤセヌカト云フコトト、委員會ノ構成運

用ニ付テデアリマシタガ、此調整法ハ成ベク自治的ニ調整ヲ行ハシムルコトヲ、本旨ト致シテ居ルノデアリマシテ、已ムラ得ザ

ル場合ニ限り調整委員會ノ議ヲ經テ、主務大臣ガ裁定スルコトトナルノデアリマシテ調整法ノ中ニハ、合併ノ場合モアルシ、又

買收ノ場合モアリマセウガ、共同經營ト云フヤウナコトモ含マレテ居ルノデアリマシテ、成ベク中小業者ヲ壓迫セナイヤウニ氣

ヲ付ケテ行ク方法モアリ、氣ヲ付ケテ行ク考デアリマス、尙ホ是ガ爲ニ賃銀値上ヲ誘發シヤセヌカト云フコトニ付キマシテハ、

只今坂下君ガ述ベラレタ通り、現在ノ業者間ニ於キマシテハ、可ナリ資本ノ浪費、又激シキ競争等ノ爲ニ苦シンデ居ルノデアリ

マスカラシテ、是等ノ弊害ヲ除去スルコトニ依リ、各業者ハ今ヨリモ寧ロ樂ニナツテ行クノデアリマシテ、其結果賃銀ハ値上リ

ヨリモ、下ゲ得ル餘地ノ生ズルモノト考ヘルノデアリマス、此賃銀ニ關シマシテハ、

ヤハリ調整法ニ於テ主務大臣ガ監督スルコトニナツテ居リマスカラ、此爲ニ賃銀ノ値上ヲ誘發スルト云フコトハナイヤウニ致シ

タイト考ヘマス、委員會ノ構成、運用ニ關シテハ、色々御尤ナル御説ヲ拜聽致シマシ

タガ此委員會ノ權能ハ中々重大ナルモノデアリマスカラシテ、只今坂下君ノ御述ニナツタヤウナ弊害ノナイヤウニ十分注意ヲシテ、構成、運用シテ行キタイト考ヘテ居

リマス

第二點ハ、合併、設立ヲ勸告デハイケナ
イデハナイカト云フコトデアリマシタガ、
合併、設立ハ法制上之ヲ命令ヲ以テスル
云フ例ハ、今日マデ無イノデアリマス、又
現行法律ノ上カラハ、之ヲ命令ヲ以テスル
ト云フコトハ、種々ノ困難ガアルノデアリ
マシテ、勸告ト云フコトニスルコトヲ至當
ナリト考ヘテ、斯ウ致シタノデアリマス、勸
告デハ少シ目的ヲ達スルノニ足ラナイデハ
ナイカト云フ御意見デアリマシタガ、成ベ
ク業者ト協調シ、又委員會ノ意見モ徴シ、
勸告ヲ以テシテモ十分ニ其目的ヲ達シ得ル
ヤウニ努力スル考デアリマス

第三者ハ、買収、讓渡ノ價格ノ基準ヲ定
メテハドウカト云フ御問デアリマシタガ、
此調整法ハ只今申上ゲマシタ通り、成ベク
自治的ニ業者ガヤツテ行クト云フコトヲ、
本旨トスルノデアリマスルカラ、其地方々
々ノ業者々々ノ色々ノ都合モアラウト思フ

ノデ、價格ノ基準ヲ豫メ法律ヲ以テ決定シ
テハ、相當ノ無理ガ出來ルノデハナイカ、隨
テ是ハ能ク協調シ、又民間利用者、業者等
ノ入ル委員會ニ於テ、公正妥當ナル標準ヲ
決定スルコトガ穩當デアルト考ヘマシテ、
價格ノ基準ハ茲ニ掲ゲナイノデアリマス

第四ハ、省營「バス」ト民營「バス」ノ
調整ハ如何ニスルカト云フ御問デアリマシ
タガ、省營「バス」ト雖モ、此調整法ヲ出
シタル以上ハ、鐵道省トシテハ熱意ヲ以テ
此調整ニ參加シテ行ク考ヲ持ツテ居ルノデ
アリマシテ、ヤハリ此調整委員會等ノ意見
ニ依ツテ進ミタイト考ヘテ居ル次第デアリ
マス

○坂下仙一君 マグ私納得ノ出來得ル迄ノ
答辯ヲ得マセヌノデアリマスケレドモ、又
他ノ機會ニ於キマシテ、質問スルコトト致
シマシテ、只今ハ是デ打切ルコトニ致シマ
ス

○紅靈昭君 只今上程セラレマシタル陸上

交通事業調整法案ニ付キマシテ、鐵道、内
務、海軍、陸軍及ビ遞信大臣ニ、簡單ニ政
府トシテノ所見ヲ質シテ置キタイト思フノ
デアリマス、私ガ諄々シク申上ゲル迄モナ
ク、交通機關ハ社會生活ノ支柱デアリ、文化
ノ要素デアルノデアリマス、此重大使命ヲ
持ツ交通事業ガ、現今ノ如ク不健全ナル所
ノ狀態ニ在ルコトハ、社會正義ノ見地カラ
モ、是ハ許サルベキコトデアリアリマセヌ、
私共モ政府ト同ジク我國交通事業ノ現狀ニ
鑑ミマシテ、統制ノ必要アルコトハ之ヲ認
メマス、殊ニ大都市ノ朝夕「ラッシュ・ア
ワー」ニ於ケル電車、「バス」、「タクシー」
等ノ混雜ハ、到底名狀スベカラザルモノガ
アリマシテ、利用者ハ痛切ニ是ガ調整ノ必
要ヲ感ジテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ
法案其モノノ内容ニハ、私共トシテ今俄ニ
贊同シ難キモノガアルノデアリマス、又幾
多ノ矛盾撞著ヲ吾々ハ發見シテ居ルノデゴ
ザイマス、同僚坂下君ヨリ質問ガゴザイマ

シタカラ、私ハ重複ヲ避ケテ、極メテ簡單ニ各相ノ御意見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス

先ヅ第一ニ、本法ノ眼目トモ稱スベキ第二條ノ合併又ハ設立ノ點デアリマスガ、私ハ同僚坂下君ノ質問ト觀點ヲ異ニ致シマシテ、内務、鐵道兩主管大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマスガ、本案ハ先程坂下君ヨリモ申シマシタル如ク、又鐵道大臣ノ御答辯ニアリマシタル如ク、合併、新設ヲ命令事項ト致シマセヌデ、之ヲ勸告ト致シマシタル爲ニ、本法ハ殆ド骨抜ト相成ツタノデアリマス、無力化シタノデアリマス、兩大臣ハ之ニ對シテ如何ナル成算ト對策ヲ有シテ居ラレルノデアリマセウカ、私ハ茲ニ本案ガ空文化シタリト斷定致シマスナラバ、先ヅ其前提トシテ、政府ハ本法ニ依ツテ如何ナル統制ヲ爲スノデアアルカト云フコトヲ、見ナケレバナラスト思フノデアリマス、即チ法文第二條ニ依リマスト、斯様ナ重大ナ

コトガ規定サレテ居ルノデアリマス「主務大臣公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發達ニ資スル爲陸上交通事業ノ調整ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調製ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及範圍竝ニ左ノ各號ニ依リ調整ノ方法ヲ決定スベシ」ト云フコトガ第一項ニ書カレテ居リマス、而シテ其調整スベキ内容ハ實ニ斯ノ如キモノデアリマス、「會社ノ合併又ハ設立」、「事業ノ讓受又ハ讓渡」、「事業ノ共同經營」、「事業ノ管理ノ委託又ハ受託」

ルト私ハ思フノデアリマス、併ナガラ此重大ナル所ノ法案モ、先程鐵道大臣ノ御説明ノ如ク、第二項ニ斯様ナコトガ書カレテ居ルノデアリマス、即チ主務大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通事業經營者ニ對シ前項第一號ノ事項ノ實施ヲ勸告セヨト云フコトニナツテ居ル、勸告トハ何ゾヤ、即チ合併及ビ新設デアリマス、合併及ビ新設ハ命令事項ト相成ツテ居ラナイノデアリマス、デアルカラシテ私共考ヘマスルノニ、此法律ニ依リマシテハ到底調整ノ目的ヲ達スルコトハ不可能デアルト、斯様ナ前提ヲ致シタルデアリマス、而モ此勸告ニ付テ私共ノ最モ不可思議ト致シマスルコトハ、最初鐵道省ノ所謂原案ニ依リマスルト、此合併及ビ新設モ大臣ノ行政命令一本デ自由ニ相成ツテ居ツタノデアリマスルガ、司法省ノ横槍ニ依リマシテ、遂ニ斯ノ如キ骨抜キノ法案ニナツタト云フヤウナコトモ、私共ハ何ツテ居ルノデアリマス、果シテ眞カ偽カ知りマ

セヌガ、唯此法案ヲ斯ノ如キ情勢ニ置イタ
ナラバ、到底私ハ本案ニ依ツテハ、政府ノ
企圖シテ居ル所ノ目的ハ達シ得ラレナイト
思フノデアリマスルガ、此點ニ對シテ鐵道
及ビ内務兩大臣ハ、如何ナル政策ト對策ヲ
有シテ居ルノデアアルカト云フコトヲ、御尋
申上ゲタイノデアリマス、併ナガラ斯ク申
シマスルト、政府ハ斯様ニ言ハレルドラウ
ト思フノデアリマス、勸告ニ依ツテモ、或
ル程度マデ實績ハ舉ルノデアルト、併ナガ
ラ私共ハ實ニ最近ニ於テ斯様ナ例ヲ知ツテ
居ルノデアリマス、即チ三土忠造氏ガ齋藤
内閣ノ鐵道大臣トシテ御就任當時ニ、我國
ノ陸上交通運送ノ無統制ヲ憂ヘラレマシ
テ、東京ノ京王電車、京成電車及ビ王子電
車ノ、三電鐵會社ノ責任者ヲ官邸ニ招致セ
ラレマシテ、之ニ勸告ヲ加ヘマシタケレド
モ、不幸途ニ不成功ニ終ツテ居ルノデアリ
マス、ソコデ先程鐵道大臣ハ、委員會ノ意
見ヲ徵シ、相當協力シテヤルカラ、效果ガ

舉ルデアラウトノ御答辯デアリマスルガ、
私ノ憂ヘマスル所ハ、鐵道當局ノ企圖シテ
居ラレマスル所ハ、或ハ勸告ニ應ゼザル場
合ニ於テ或種ノ強制手段ヲ用ヒ、或ル程度
ノ威壓ト壓迫ヲ加ヘテ、尙且ツ之ヲ強要シ
タナラバ、業者ハ營業上ノ壓迫ニ堪ヘ兼ネ
テ茲ニ應諾スルデアラウト云フヤウナ意味
カモ知レマセヌガ、若シ然リトスルナラ
バ、ソレハ決シテ本法ノ效果デハアリマセ
ヌ、全ク非合法的デアリ、陋劣極マル手段
デアリマシテ、行政當局トシテ執ルベキ態
度デハナイト私ハ考ヘルノデアリマス、我
等ハ若シ内務及ビ鐵道兩當局ガ左様ナ御考
デアリト致シマスルナラバ、絕對ニ之ヲ排
撃シナケレバナラナイト思フノデアリマス
ルガ、内務、鐵道兩大臣ハ、果シテ如何ナ
ル御決心ヲ以テ、此法案ヲ此議場ニ御出シ
ニナツタカラ伺ヒタイノデアリマス

ハ、鐵道當局ハ斯様ニ仰セラレルノデアリ
マス、本案ニ付テハ幾多ノ陳情ガ出テ居ル
本案ハ業者ガ賛成致シテ居ル斯様ニ言フノ
デアリマス、併ナガラ業者ノ同意、業者ノ
賛成、業者ノ陳情、必シモ信ズベキモノニ
アラズト云フコトヲ、私ハ簡單ニ申上ゲタ
イノデアリマスルガ、一體此法律ハ辯護士
法、小運送法、百貨店法ト殆ド同一形態ヲ
成シテ居ルノデアリマス、即チ辯護士ト非
辯護士トノ抗爭ヲ防グベク辯護士法ガ制定
サレマシテ、指定、非指定ノ運送人、或ハ
公認、非公認ノ運送人ノ摩擦抗爭ヲ防グベ
ク小運送法ガ制定サレタノデアリマス、又
百貨店業者ト中小ノ小賣業者ガ摩擦抗爭ヲ
起スカラ、之ヲ防止スベク百貨店法ガ昨年
制定セラレマシタコトハ、各位ノ御承知ノ
通りデアリマス、併ナガラ此法案ガ一タビ
議會ニ現レマシタ際ニハ、各業者ハ全部之
ヲ歡迎致シテ居ルノデアリマス、即チ私ハ
是等ノ各法案ニ付テ、毎回審議ニ當ツテ參

リマシタガ、業者ハ法案ノ熱心ナ支持者デアリマス、併ナガラ一タビ法案ガ通過致シマスルト、是等ノ人々ハ法案ノ不備缺點ヲ痛感シテ、現ニ此七十三議會ニ於キマシテモ、辯護士法改正案ノ如キハ、既ニ數件ノ多キニ互ツテ提出致サレテ居ルヤウナ現狀デアリマス、又昨年十月漸ク實施ヲ見マシタ所ノ百貨店法、及ビ小運送法ノ如キモノニ付キマシテモ、改正ノ要アリトノ聲ヲ私共ハ聞クノデアリマス、是果シテ何ノ爲メデアリマセウカ、私熟々考ヘマスルニ、業者ノ陳情、業者ノ賛成ト云フモノハ、自己ノ利益ノミニ眩惑致シマシテ、國家百年ノ大計ヲ樹ツルノ考ガ少ク致シテ、他面又主務官廳ノ專務當局ハ功ヲ急グノ餘リ、自己ノ在職中ニ法案ヲ成立セシメントノ念ガ急ナルモノガアリマシテ、斯ノ如キ結果ヲ生ムノデハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、私ノ觀察ニシテ果シテ誤リナシト致シマスルナラバ、我等議員タルベキ者ハ、慎

重審議、本案ナカリセバ吾々一般國民大衆ハ如何ニ不便ヲ感ズルカ、此法案ガ通過シタナラバ、吾々國民一般大衆ガ如何ニ利セラレルカト云フコトヲ、常ニ大乗の見地ニ立ツテ、慎重ニ考慮致シマシテ、信念ニ基キ、情實ニ因ハレルコトナク、大膽率直ニ、賛成不賛成ノ意ヲ決スベキモノト、私ハ確信致シテ居ルノデアリマスルガ、本法案ニ付テ内務大臣及ビ鐵道大臣ハ、如何ナル信念、如何ナル成算ト對策ヲ御持チニナツテ御提案ニ相成ツタカ、是ガ私ノ御何スル第一點デアリマス

更ニ第二點ト致シマシテ鐵道大臣ニ御尋致シタイノハ、調整ノ方法ガ其當ヲ得ザルト云フコトデアリマス、所謂全面的統制ヲ避ケテ、省營「パス」ニ付キマシテハ、今鐵道大臣ヨリ、將來之ヲ參加セシメル積リデアルト云フ御説明ガアリマシタカラ省略致シマスルガ、少クトモ國有鐵道ハ御言明ガナイノデアリマス、我國ノ國有鐵道總延

長一萬五千「キロ」、直營自動車路線一千三百「キロ」、關釜或ハ青函其他連絡航路ハ二百八十哩ト云フコトニ相成ツテ居リマス、此投資價格實ニ三十八億ト稱セラレ、或ハ四十二億ト稱セラレテ居リマス、之ニ從事スル所ノ人員亦三十萬ト言ハレテ居ルノデアリマスルガ、全ク我國鐵道ノ代表的存在デアリマス、私ハ此大國有鐵道全部ヲ、今直チニ此交通調整法ニ依ツテ、他ノ地方鐵道、或ハ軌道、乗合自動車事業全部ト合同セヨトハ申シマセヌ、又合同セント致シマシテモ、政治的ニ、或ハ經濟的ニ、社會的ニ、將タ技術的ニ實際ノ運用ニ當ツテハ幾多ノ困難ガ伴フコトハ之ヲ認メマス、ケレドモ政府ハ自己ノ經營ニ係ル一切ノモノヲ提供セズ、民間ノモノノミヲ以テ之ヲ合同セヨ、合併セヨ、而シテ其成績ヲ舉ゲヨト指導勸告セラレマシテモ、私ハソレハ不可能デナイカト虞レルノデアリマス、若シ不可能デナイト致シマシテモ、少クトモ統制

ノ效果ヲ十分ニ擧ゲ得ナイノデハナイカト云フコトヲ信ズル者デアリマス、デ私ハ此交通統制ニ付キマシテ、學者及ビ實際家ガ幾多ノ方法ヲ研究致シテ居リマス、簡單ニ之ヲ申シマスナラバ、所謂交通網ノ統制、交通機能ノ統制、企業ノ統制、經營ノ統制、運輸ノ統制、或ハ強制任意ノ統制等ト、種々様々ノ議論ハアリマスケレドモ、少クトモ今日ノ情勢ニ於テ、各國ノ例ニ於キマシテ、國有鐵道、國有電車、國有ノ「バス」ヲ絕對ニ參加セシメズシテ、其成績ヲ擧ゲヨウト云フコトノ不可能デアルト云フコトハ、各國ノ學者モ、實際家モ之ヲ認メテ居ルノデアリマス、又之ヲ我國ノ實際ノ例ニ徴シマシテモ、昭和十年十月以來、交通問題研究會ヲ開催致シマシテ、各種ノ協會ガ交通統制案要綱ト云フモノヲ發表致シテ居リマスルガ、ソレニモ國有鐵道及ビ國有電車、及ビ「バス」ノ參加ヲ要望シテ居リマス、現ニ去ル二月ニ鐵道省カラ業者全般ニ

對シマシテ、此法案ノ原稿ヲ發表致シマシタ際ニモ、業者ハ是非共國有鐵道、或ハ省營「バス」モ、省營電車モ、之ニ參加シテ貰ヒタイト云フ決議ヲ致シテ居ルノデアリマス、又茲ニ極メテ簡單ニ世界列國ノ重要ナル都市ニ於ケル實例ニ徴シマシテモ、彼等ハ多年研究努力致シマシタル結果、伯林ニ於キマシテモ、西曆千九百二十九年ニ路面電車、高速度鐵道、乘合自動車ノ全部ヲ統制致シテ、伯林運輸株式會社ニ經營致サセマシテ、國有鐵道モ參加致シテ居リマス、又倫敦ニ於キマシテモ、倫敦旅客運輸法ガ實施サレマシテ倫敦市内ノ各交通機關ハ、國有鐵道其他一切ヲ擧ゲテ、倫敦旅客運輸局ノ統制經營ノ下ニ委ネラレテ居ルノデアリマス、又米國モ聯邦交通統制官ヲ新設致シマシテ、統制ニ邁進シツ、アルノデアリマス、其他「ボストン」ノ紐育、「フィラデルフィヤ」ノ交通統制ハ、理想ニ近キ成績ヲ擧ゲテ居ルノデアリマス、而モ最近鐵道大

臣ハ七十三議會ニ於テ、電力國家管理案ノ委員會ニ於テ、鐵道省所有ニ係ル發電所ハ、其工事が完成シマスレバ、之ヲ特殊會社ニ提供シテモ宜シイト云フヤウナ意味ノ御答辯ガアツタト私ハ記憶致シテ居ルノデアリマスガ、是等ノ諸點カラ考ヘマシテ、又世界ノ大勢ヨリ勘考致シマシテ、ドウシテモ私ハ省營電車ノ一部、或ハ國有鐵道ノ一部、及ビ其他政府ノ所有ニ係ル所ノ設備、之ヲ本統制法ニ依ツテ統制サル、場合ニ、參加セシムルノ必要アリト、斯様ニ考ヘルノデアリマスルガ、主管大臣タル内務大臣及ビ鐵道大臣ハ、此點ニ對シテ如何ナル御見解ヲ有シテ居ラレルノデアアルカ、御何致シタイノガ私ノ第二點ノ質問デアリマス
アトハ極メテ簡單デアリマス、暫ク御清聽ヲ願ヒマス、更ニ第三點トシテ海軍大臣鐵道大臣、逓信大臣、内務大臣ニ御何致シタイコトハ、政府ハ此際寧ロスノ如キ效力ノ疑ハル、所ノ法案ノ撤回ヲサレテ、此際

交通省ヲ設置スル所ノ意思ナキヤ否ヤノ點デアリマス、私ガ申上グル迄モナク、我國現在ノ交通事業ト致シマシテハ、陸上運送、海上運送、航空輸送ノ三者ヲ擧ゲナケレバナリマセヌ、更ニ運輸事業ノ目的物ノ方面ヨリ之ヲ見マスナラバ、通信、運輸ノ如キモ此範疇ニ入ツテ參リマセウ、併ナガラ御承知ノ如ク我國ノ現在ニ於キマシテハ、其事業ノ性質ヨリ秘密ノ嚴守、運輸ノ迅速ト正確、料金ノ低廉、及ビ手續ノ簡便ヲ期スル意味ニ於テ、通信運輸ハ御承知ノ如ク遞信省ノ專屬管轄トシテ、國家ノ獨占事業ト致シテ居リマスカラ、今姑ク是ハ論ジマセヌ、併ナガラ苟モ政府ハ茲ニ此劃期ノ一大法案ヲ制定致シマシテ、世界ノ大勢ニ順應シテ將來ノ國策ヲ樹立セント致シマスナラバ、少クトモ十年、二十年先キノ將來ニ、是ガ見透シヲ付ケナケレバナラヌト私ハ信ズルノデアリマス、然ルニ本案ノ制定ニ當ツテ、海上運送、航空輸送ト云フモノヲ看

過致シマシタルコトハ、鐵道省及ビ内務省トシテ一大失態デアラウト思フノデアリマス、而モ今回ノ支那事變ニ際シマシテ、日本全國ニ斯ノ如ク澎湃トシテ起ツテ來テ居リマスル所ノ此航空熱、此航空輸送ノ問題ニ對シテ、政府ガ一顧ダニ與ヘナカツタト云フコトハ、全ク私ハ遺憾ノ極ミデアルト云フコトヲ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス、由來鐵道當局ハ二十年ノ長キ間、此統制問題ニ付テ研究ヲ重ネラレタト仰セラレテ居リマスルガ、一體何ヲシテ居ラレタカ、吾々ニハ全ク解スルコトガ出來ナイ恐ラク鐵道當局ノ御意向トシテハ、航空輸送トカ或ハ海上運輸ト云フモノハ、現在ノ陸上運送ニ比較シテ、殆ド摩擦剋剋ヲ起ス程度ニ相成ツテ居ラナイト、斯様ニ考ヘテ居ラル、カモ知レマセヌガ、ソレハ全ク認識不足デアリマス、今試ミニ我國ノ海運事業ニ付テ之ヲ檢討致シマシテモ、御承知ノ如ク商船ノ總噸數ハ、英米ニ次イデ我が日本ハ今

第三位ニ居リマス、所謂量ヨリ質ヘト轉換致シマシテ、益々其威力ヲ發揮シツ、アルノデアリマス、海運界ニ於ケル所ノ競争ノ激烈ナルコトハ、或ル意味ニ於キマシテハ陸運以上ト稱セラレテ居ルノデアリマス、是ニ於テカ海運同盟ハ是ガ競争ノ防止ニ付テ、陸上運送ト同ジク種々ノ對策ヲ講ジテハ居リマス、ケレドモ中々ニ是ガ統制ハ困難ヲ感ジテ居ルノデアリマス、而モ海運界ニモ御承知ノ如ク定期船主アリ、不定期船主ガアリマシテ、其抗争ハ中々ニ激化致シテ居リマス、幾多ノ懸案山積シテ、決シテ此儘ニハ放任出來ナイヤウナ情勢ニ相成ツテ居ルノデアリマス、又一面航空事業ヲ見マシテモ、御承知ノ如ク昭和十一年度ヲ契機ト致シマシテ、約一萬「キロ」ニ達シ、愈々茲ニ實用時代ニ航空輸送ハ入ツテ參ツテ居ルノデアリマス、鐵道省ニ於カレマシテモ、鐵道ト航空ノ連絡運輸ヲ計畫セラレマシテ、昭和十一年ノ十月四日、國鐵ト日

本空輸、滿洲航空、是等ノ諸會社ノ提携ガ
結成セラレマシタコトハ、洵ニ喜バシイコ
トデアリマスルガ、以上述べマシタル如ク
ニ、我國交通界ノ全般ノ大勢ヨリ觀察致シ
マスルニ、陸海空各種交通機關ノ競争ハ、
將來益々激化スルノ傾向ニアリト致シマス
ルナラバ、此際是等三者ヲ合併致シマシテ、
所謂交通省ヲ設置スル所ノ必要ガナルト、
斯様ニ私ハ痛感スルノデアリマスルガ、現
在ノ如ク管轄權ガ或ル部分ニ於テハ鐵道省
ニ在リ、或ル部分ニ於テハ逓信省ガ之ヲ有
シテ居ル或モノハ内務省ニ屬スルト云フヤ
ウナコトデハ、到底我國ノ將來ニ於ケル所
ノ陸上運送、海上運輸、航空運輸ト云フモ
ノハ、發達ヲ期スルコトハ出來ナイト私ハ
信ズルノデアリマス、ソコデ私ハ先程來列
舉致シマシタ所ノ是等ノ點ニ付テ、各大臣
ノ御見解ヲ承リタイノデアリマルガ、尙ホ
最後ニ一點御忠告ヲ申上ゲテ置キタイト思
ヒマスルコトハ、若シ經費ノ都合上、交通

省設置ノ事業ガ直チニ實現シ得ラレナイト
シマスルナラバ、寧ろ此際虛心悵懷ニ、逓
信省モ、内務省モ、自己ノ管轄權ヲ拋棄シ
テ、何方故ニ鐵道省一大臣ニ其權限ヲ任セ
ナイカ、所謂監督權ヲ集中スルノ勇氣ト雅
量ナキヤ何ツテ置キタイト思フノデアリ
マス、是ガ私ノ第三點ノ質問デアリマス

更ニ第四點ト致シマシテ、鐵道、内務兩
主管大臣ニ御尋ヲ致シタイコトハ、附帶事
業デアリマスルガ、地方鐵道又ハ軌道會社
ガ、現在交通事業ニ牽聯シテ經營致シテ居
リマスル所ノ百貨店、或ハ土地經營、電力、
電燈ト云フヤウナ、諸事業ニ對スル所ノ處
置デアリマスルガ、是等ノ事業ガ此統制法
ニ依リマシテ統制セラレマシタル後ニ於テ
獨立シテ營業シ得ル場合ハ差支アリマセヌ
ガ、例ヘバ大阪ニ於ケル所ノ阪急百貨店、
阪神ノ甲子園、或ハ東京方面ニ於キマシテ
モ、東横電軌ノ澁谷ニ於ケル所ノ百貨店、
或ハ京王電軌ノ京王閣ノ如キ、或ハ京成電

車ノ谷津遊園地ノ如キモノハ、相當ノ打擊
ヲ受ケルト云フヨリハ、寧ろ私ハ經營不能
ニ陥ルモノト信ジマスルガ、是等ニ對シマ
シテハ法文ノ第二條ニ、主務大臣ハ調整ノ
必要アリト思フ時ニハ、調整スベキ事業ノ
種類及ビ範圍ヲ決定スベシトアリマスルカ
ラ、此中ニ包含サレルコトハ思ヒマスル
ガ、御承知ノ如ク交通事業調整委員會ハ諮
問機關デアリマス、何等ノ權限ヲ持ツテ居
リマセヌカラ、主務大臣ノ任意ニ是等ノ事
業ノ種類及ビ範圍ヲ決定スルコトガ出來ル
ノデアリマスルカラ、何卒此點ニ對スル所
ノ主務大臣ノ確然タル御答辯ヲ何ツテ置キ
タイト思フノデアリマス、而モ最後ニ一點
是亦御同致シタイコトハ、倫敦ニ於ケル倫
敦旅客運輸局ノ如ク、或ハ米國ノ聯邦交通
統制官ノ如ク、或ル程度ノ權限ヲ此委會ニ
持タセル所ノ意思ハナイカ、斯ウ云フ點デ
アリマス

大分簡單ト云フ御聲ガアリマスルカラ、

モウ一點デ御終ヒニ致シマス、第五點トシテ鐵道、内務兩大臣ニ御尋致シタイコトハ、是ハ本法案ノ眼目トモ稱スベキ重大ナル點デアリマスルガ、本法實施地域ノ順序ノ問題デアリマス、換言致シマスレバ、先ヅ何レノ地域ヨリ是ガ統制ヲ開始スルヤノ點デアリマス、申ス迄モナク、今日我等ガ最も必要ヲ痛感致シテ居リマスルモノハ、東京市ヲ始メトシテ所謂六大都市デアリマスルガ、假ニ一例ヲ東京市ノ新宿方面ニ取リマスルナラバ、御承知ノ如ク同所ニハ、實ニ十指ヲ屈スル所ノ交通機關ガ、アノ狭イ地點ニ集中シテ居ルノデアリマス、曰ク西武鐵道、曰ク東京市營自動車、東京乗合自動車、京王電鐵、甲州街道乗合自動車、省線電車、省營鐵道、曰ク東京市營路面電車等、即チ是デアリマス、而モ又近キ將來ニ東京驛ヨリ、此方面ニ高速度地下鐵道ヲ建設サレント致シテ居ルノデアリマス、此多數ノ交通機關ガ亂雜無統制ヲ極メテ居リマ

スル其中ヲバ、更ニ二萬數千臺ノ圓「タク」或ハ「タクシー」、「トラック」ガ縱横ニ馳驅致シマシテ、其危險、其混雜、全ク我等ノ想像以上デアリマシテ、サナガラノ交通地獄ヲ現出致シテ居ルノデアリマス、鐵道大臣始メ政府大官諸公ハ、出ルニ又入ルニ高級自動車ガ待ツテ居リマス、迎フルニ國有鐵道ガアリマス、吾々一般大衆ノ此苦痛、懊惱ヲ、定メシ御經驗ガナイカモ知レマセヌガ、願クハ一日暇ヲ割カレテ、此交通地獄ヲ體驗サレタイノデアリマス、我等國民一般大衆ハ、此交通混雜ノ外ニ、尙ホ交通事故ト云フ一大悲惨事ニ脅カサレテ居ルノデアリマス、最近ノ警視廳管下ニ於ケル交通事故ノ統計ヲ檢シマシテモ、一箇年間ニ實ニ三萬二千件ノ多キニ達シテ居リマス、死傷シタル者二萬人、一日平均五六・二人ト云フ、夥シキ數ニ上ツテ居ルノデアリマス、更ニ又之ヲ全國的ニ見マシテモ、七萬四千件ノ多キニ上リマシテ、此中負傷シタ

ル者四萬七千人、死者二千九百九十八ノ多キニ達シテ居ルノデアリマス、無論是等ノ中ニハ過失ニ因ルモノモアリマセウガ、今少シク交通機關ニ統制ガアリ、規律ガアリ、而シテ交通量ガ適度ニ保持セラレマスルナラバ、或ル程度マデ是等ノ事故ヲ防止シ得ルモノト私ハ信ズルノデアリマス、論ズル迄モナク、交通機關ハ唯單ニ正確デアリ、敏速デアリ、快のデアリ、又其料金ガ低廉ナルノミデハ、其目的ガ達成セラレタリトハ申サレヌト私ハ思フノデアリマス、即チ交通機關ハ其公共性ニ鑑ミマシテ、ドウシテモ一般大衆ノ便不便ト云フコトヲ主眼トシナケレバナラナイト、私ハ斯様ニ考ヘルノデアリマス、此見地カラ致シマシテ、本統制法ガ今回假ニ本議會ヲ通過致シマシテ、法律ト相成リマシタル曉ニ於テ、先ヅ第一ニ我等ガ政府ニ對シテ要望シマスル所ハ實施地域ノ順序ノ問題デアルト信ズルノデアリマス、然ルニ之ニ付テハ、何等法文化サ

レテ居リマセヌ、政府ハ此點ニ對シテ如何ナル御所見ヲ御持チニナツテ居ルカ、之ヲ伺ヒタイノデアリマス

マダモウ一ツアリマスガ、此交通地獄ヲ現出致シテ居リマスル所ノ圓「タク」、及ビ「タクシー」及ビ「トラツク」ヲ、何故政府ハ此交通統制法ニ入レナカツタカト云フ點デアリマス、此點ニ付テハ各學者モ、實際家モ、頭ヲ悩マシテ居リマス、政府ハ此點ニ付テ斯様ニ言フノデアリマス、東京ヲ始メトシテ各都市ノ圓「タク」業者ヲ交通統制スルコトハ必要デハアルケレドモ、併ナガラ失業問題ト云フコトモ考ヘナケレバナラヌト言フノデアリマス、併ナガラ私ハ之ヲ否定シタイト思ヒマス、失業者ガ出來レバ、政府ハ之ヲ轉職サセルガ宜シイ、又中古ノ自動車ノ如キハ、政府ガ之ヲ買收スルガ宜シイ、サウシテ折角此交通統制法ニ依ツテ交通地獄ヲ救ヒ、又業者ヲ救ヒ、一般大衆ノ便利ニ獻益セントスルナラバ、ド

ウシテモ私ハ此圓「タク」業者及ビ「タクシー」、「トラツク」ト云フモノニ付テ、何等カノ對策ガ講ゼラレナケレバナラナイト思フノデアリマスガ、内務大臣及ビ鐵道大臣ハ、將來此點ニ對シテ如何ナル御見解ヲ有セラル、カヲ伺ヒマシテ、私ノ質問ヲ一應打切ル次第デゴザイマス

○國務大臣(中島知久平君) 紅露君ニ御答

致シマス、質問ノ第一點ハ、合併、設立ヲ勸告ト致シタノデハ、其目的ハ達成セラレナイデハナイカト云フコトデゴザイマシタガ合併、設立ヲ勸告ト致シタノハ、先程申上ゲタヤウナ理由ニ依ルノデアリマス、此交通事業ノ調整ニ關シマシテハ、以前カラ民間側ニ其希望ガ蘊釀シテ參リマシテ、幾多ノ陳情、請願、建議等ニ現レテ參ツタノデアリマシテ、民間業者ハ肚ノ中デハ、現在ノ競争ニ堪ヘラレズシテ、合併ヲシタイト云フ考ガアルノデアリマス、隨テ勸告ヲ以テシテモ、其機運ガ滿チテ來テ居ル際デア

リマスルカラ、相當ノ效果ヲ擧ゲ得ルモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、ソレカラ勸告ト云フ美名ニシテ置イテ、陋劣ナル手段ヲ以テ強要スルト云フヤウナコトハ、排撃スルト云フ御話デアリマシタガ、勿論吾々ト致シマシテモ、陋劣ナル手段ヲ以テ強要スルヤウナコトハ絕對ニ致サヌ考デアリマス

第二點ハ、國有鐵道ト調整法トノ關係ハドウナルノカト云フ御問デアリマシタガ、國有鐵道モ幹線ヲ成ス部分、又ハ軍事上國有トシテ置カナケレバナラヌヤウナ場所ヲ除イタ地方的ノモノハ、進ンデ調整ニ參加スル考デ居リマス

第三點ハ、交通省ヲ設置シテハドウカ、又交通省設置マデ本案ヲ撤回シテハドウカト云フ御問デアリマシタガ、交通省ノ設置ニ關シマシテハ、色々ノ事情、其利害等ヲ慎重ニ考究スベキ大問題デアルト考ヘマサルノデ、現在政府ニ於キマシテハ、交通省

設置ニ關スル具體的意思ヲ發表スルノ程度ニ至ツテ居ラヌノデアリマス、本案ハ交通省ガ設置セラレテモ、セラレナクテモ、本案ニ依ツテ調整ヲシテ置イテ、何等ソレニ支障ヲ來スモノデナイノデアリマスルカ先ヅ本案ヲ實行シテ行キタイト云フ考デアリマスシテ、撤回スルノ意思ハ持つテ居リマセヌ、ソレカラ鐵道省ハ航空輸送ニ關シテ冷淡デハナイカト云フヤウナ御話ガアリマシタガ、今日ノ航空機ノ發達ノ程度ニ於キマシテハ、之ヲ此交通事業調整ノ中ニ織込ムト云フコトハ、少シ早カラウト考ヘテ居ルノデアリマス、何レ航空機ガ更ニ一段ト發達致シマシテ、輸送力ガ更ニ増大シ、運行ノ經費等ガモウ少シ割安トナリ、又發着場ニ於ケル發着ガ、更ニ一層容易ニナツテ來ルヤウナ場合ニハ、當然本案ノ中ニ包含サレテ行クベキモノト考ヘテ居ルノデアリマスルガ、今日之ヲ爲スト云フコトハ、少シ尙早ナリト考ヘテ居ル次第デアリマス

第四ハ、附帶事業ヲ調整ノ中ニドウ云フ風ニ織込ムカト云フ御問デアリマシタガ、現在ノ交通事業者ガ色々ノ附帶事業ヲ持つテ居ルコトハ御承知ノ通りデアリマスガ、其附帶事業ノ中ニ色々アルノデアリマシテ、其附帶事業ガ交通事業者ノ本業ニ依存シテ立ツテ居ルト云フヤウナモノハ、此調整法ノ中ニ入レテ行キタイト云フ考ヲ持つテ居ルノデアリマス

第五點ハ、委員會ニ大ナル權限ヲ持タセテハドウカト云フ御問デアリマシタガ、此調整法ノ根本趣旨ハ、民間側ノ現在ノ狀態ニ堪ヘラレナイト云フヤウナ機運ノ醸成ニ順應シテ、此調整法ヲ出シタノデアリマシテ、其根本ハ成ベク自治的ニ調整ヲ行フヤウニ仕向ケル、業者間ニ於テソレガ出來ナイヤウナ場合ニ限ツテ、政府ガ調整委員會ノ意見ヲ徵シテ、世話ヲスルト云フコトデアルノデアリマスルカラ、委員會ノ權限ハ此法律ニ規定シタ程度デ十分デアルト考ヘ

ルノデアリマス
第六點ハ、調整ハ何レノ地域カラ始メルカト云フ御問デアリマシタガ、是ハ其必要度ノ大ナル處、又其地方々々ニ於テ、其機運ガ十分ニ滿チテ來テ居ル處等カラ、順次行ツテ行ク考デアリマスルガ、是等ニ付キマシテモ、十分調整委員會ノ意見ヲ徵シテ行ヒタイト考ヘテ居リマス。

第七點ハ、圓「タク」、ト「ラツク」等ニ關シテ規定ガナイガ、是ハドウスルカト云フコトデアリマシタガ、是等ハ個人々々ノ經營ニ屬シテ居リマシテ、直チニ茲ニ規定スルト云フコトハドウカト考ヘタノデアリマス隨テ將來必要ニ應ジテハ勅令ヲ以テ、是等ノ中必要ナモノヲ抽出シテ行ヒ得ルヘウニ法律ニ規定シテアルノデアリマス
○國務大臣(末次信正君) 御答致シマス、此法案ハ内務省、鐵道省、十分協議ノ上提出致シマシタ案デアリマシテ、七項ニ互ル御質問ニ對シマシテ、内務省ト致シマシテ

ハ鐵道大臣ノ御答辯ト何等變ツタ答辯ノ致
 シヤウハナイノデアリマス、其中デ質問ノ
 第一點、勸告ニ止メテ宜イノカト云フ點ニ
 付キマシテハ、勸告ヲ以テ十分ニ調整ノ目
 的ヲ達シ得ルト、内務省デモ信ジテ居ルノ
 デアリマス、交通省設置ノ件デアリマスガ、
 委員付託 委員當選者ハ左ノ通
 陸上交通事業調整法案(政府提出)委員

- 本田彌市郎君 清水徳太郎君
- 堤 康次郎君 中井川 浩君
- 松永 東君 堀内 良平君
- 坂下仙一郎君 愛野時一郎君
- 長野 高一君 山田 清君
- 星島 二郎君 紅露 昭君
- 佐藤洋之助君 小平 重吉君
- 小笠原八十美君 深澤豊太郎君
- 西田 銳吉君 上田 孝吉君
- 田中 好君 増永 元也君
- 井阪 豊光君 安藤 孝三君
- 安部 寛君 淺沼稻次郎君

永江 一夫君 道家齊一郎君
 杉浦 武雄君
 三月十六日 委員長ヨリ左ノ報告ガアツタ
 報告書

一陸上交通事業調整法案(政府提出)
 右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト
 議決致候此段及報告候也
 昭和十三年三月十二日
 委員長 星島 二郎

(別紙)
 衆議院議長小山松壽殿
 (○印ハ委員會修正)

陸上交通事業調整法案中左ノ通修正ス
 第二條 主務大臣公益ノ増進ヲ圖リ陸上交
 通事業ノ健全ナル發達ニ資スル爲陸上交
 通事業ノ調整ヲ爲サントスルトキハ交通
 事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調整ノ區域
 調整スベキ事業ノ種類及範圍、之ト密
 接ナル關係ヲ有スル兼業ノ處置。竝ニ左
 ノ各號ニ依ル調整ノ方法ヲ決定スベシ

- 一 會社ノ合併又ハ設立
 - 二 事業ノ讓受又ハ讓渡
 - 三 事業ノ共同經營
 - 四 事業ノ管理ノ委託又ハ受託
 - 五 連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ
 新設、變更又ハ共用
 - 六 運賃又ハ料金ノ制定、變更又ハ協定
 - 七 連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ
 協定
 - 八 用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕其
 ノ他調整上必要ト認ムル方法
- 主務大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通事
 業經營者ニ對シ前項第一號ノ事項ノ實施
 ヲ勸告シ又ハ前項第二號乃至第八號ノ事
 項ノ實施ヲ命ズベシ
- 第十二條 陸上交通事業經營者本法若ハ本
 法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲
 ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ
 ○交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ
 。左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト
 二 他人ヲシテ事業經營者ノ計算ニ於テ
 事業ノ管理ヲ爲サシムルコト

三 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲サシ
 ムルコト

四 免許又ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消
 スコト

○星島二郎君 只今上程サレマシタ陸上交
 通事業調整法案ニ於ケル委員會ノ經過ト結
 果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ我國ノ交通
 行政ト致シマシテハ、可ナリ劃期的ナル大
 法案デアリマシタノデ、委員會ハ過ケル五
 日ヨリ十二日マデ、連日ニ互リ、委員諸君
 ノ實ニ熱心ナル慎重審議ガ行ハレマシタ、
 本法ノ目的トスル所ハ、現在大都市其他特
 殊地域ニ於キマシテ、陸上交通事業ガ併立
 競争ノ弊ニ陥ツテ居ルノヲ調整シ、サウシ
 テ國家的ノ不經濟ヲ除去シ、一般ノ利用大
 衆ノ便益ヲ増進スルト共ニ、事業ノ健全ナ
 ル發達ニ資スルコトヲ目的トスルノデアリ

マス、サウシテ此事ハ一般社會ハ固ヨリ、
 事業經營者側ニ於キマシテモ多年要望シテ
 居リマシタコトデ、又本院ニ於キマシテモ
 度々議員提出案ト致シマシテ、既に通過シ
 タコトモアル案デアリマスノデ、本法制定
 ノ趣旨ニ付キマシテハ、何レモ賛意ヲ表セ
 ラレタノデアリマスガ、次ノ諸點ニ付キマ
 シテ論議ガアリマシタ

先ヅ本法ハ地方鐵道、軌道事業、自動車
 運輸事業、其他勅令ヲ以テ指定スル事業ニ
 適用サレルノデアリマスガ、國有鐵道、省
 營「バス」ニ適用アリヤ否ヤハ、「タクシー」
 ハ如何ニスルカトノ議論ガアリマシタ、之
 ニ對シテ政府カラハ、國有鐵道及ビ省營「バ
 ス」ハ、調整上必要アル場合ハ進ンデ之ニ
 参加スル決意ヲ有スルガ、國ノ事業デア
 カラ、法制ノ立前ニ於テ、直接本法ノ適用
 ハ受ケナイ、又「タクシー」ハ多數ノ業者
 ニ分レテ居ル場合ガ多ク、今直チニ之ニ適
 用スルコトハドウカト思ハレルノデ、將來

必要ニ應ジ勅令ニ依ツテ指定スル積リデア
 ルトノ答辯ガアリマシタ、本法ハ調査ニ關
 シ會社ノ合併又ハ設立ニ付テハ勸告ヲ爲ス
 ニ止ツテ居ルノデアルガ、何故之ヲ勸告ニ
 止メタカノ論議ガアリ、之ニ對シテ政府カ
 ラハ、現行法制ノ立前カラ見テ、會社ノ合
 併又ハ設立ニ付テハ、勸告ニ止ムルノヲ適
 當ト認メル、又ソレデ大體目的ヲ達シ得ル
 モノト考ヘル旨ノ答辯ガアリマシタ、又本
 法デハ讓受ノ價格ニ關シ、協議ガ調ハザル
 トキハ主務大臣ガ裁定スルコトニナツテ居
 ルノデアルガ、此場合如何ナル標準ヲ以テ
 裁定スルカトノ質問ガアリマシタ、之ニ對
 シ政府ハ讓受價格ニ付テハ寧ロ一定ノ標準
 ヲ設ケナイコトガ實情ニ適スルモノトノ答
 ガアリマシタ、本法デハ調整ニ關スル計畫
 ノ決定、協議ガ調ハザル場合ノ裁定、其他
 本法ノ實際ノ運用上、交通事業調整委員會
 ガ重要ナル使命ヲ有スルモノデアリマスル
 ガ、其組織構成ハドウスル考デアアルカトノ

論議ガアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ、貴衆
兩院議員、學識經驗者、關係各廳高等官、
地方ノ事情ニ通曉セル者等ヲ委員トシテ、
權威アル意見ヲ徵シ、遺憾ナキヲ期スル積
リデアルトノ答辯ガアリマシタ、又本法ハ
事業ノ經營主體ニ付テ明示シテ、居ナイガ、
如何ナル形態ヲ以テ最善ナリト信ズルヤト
ノ論議ガアリ、之ニ對シテ政府ハ、各地域ニ
於ケル實情ニ即シテ、最モ適當ナル形態ニ
依ル調整ヲ爲ス考デアルト答ヘラレマシタ
更ニ制裁ハ少シク強過ギルノデハナイカト
ノ質問ニ對シマシテ、本法ノ制裁ハ大體地
方鐵道法、軌道法等ノ例ニ倣ツタモノデア
ツテ、妥當ノモノト考ヘル旨ノ答辯ガアリ
マシタ、本法ノ運用上ハ固ヨリ、將來ノ交
通事業調整ノ爲ニハ、交通省ノ如キモノヲ
設置シテハ如何トノ論議ニ對シ、行政機構
ノ改革ハ行政ノ運用ヲ綜合的ニ觀察シ、又
各種行政機關ノ今日迄ノ沿革等ヲ考慮シテ
慎重ニ決スベキ問題デアルトノ答ガアリマ

シタ、其他交通事業ト密接ナル關係ヲ有ス
ル兼業ヲ如何ニ處置スルカ、合併等ノ場合
ニ從業員ノ待遇低下ヤ、或ハ失業者ヲ出ス
ヤウナコトナキヤノ質問ニ對シマシテ、委
員各位ト鐵道、内務兩當局トノ間ニ、熱心ナ
ル質問應答ノ交換ガアツタノデアリマス。
ソコデ討論ニ入りマシテ、次ノヤウナ修
正案ガ出マシタ、第二條第一項中「事業ノ
種類及範圍」ノ次ニ「之ト密接ナル關係ヲ
有スル兼業ノ處置」ヲ加フ、第十二條ノ即
チ處罰規定デスガ「主務大臣ハ」ノ次ニ「交
通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ」ヲ加フ、
是ガ修正デアリマス、此修正ハ民政黨ヲ代
表シテ清水徳太郎君ヨリ動議ガ提出セラ
レ、之ニ對シテ政友會ヲ代表シマシテ佐藤
洋之助君ガ賛成ノ意ヲ表セラレ、社會大衆
黨ヲ代表シテ永江一夫君、第二控室ヲ代表
シテ道家齊一郎君ガ賛意ヲ表サレマシタ、
而シテ修正ヲ含メテ本法案ヲ全員一致議決
致シタノデアリマス、修正ニ對シマシテ、

中島鐵道大臣ヨリ十分考慮スルトノ御答辯
ガアリマシタ

尙ホ民政黨、政友會、社會大衆黨、第二
控室ノ各派カラ種々ノ希望條項ガ出マシタ
ガ、中ニハ重複シテ居リマス點モアリマス
ノデ、私ハ之ヲ整理シマシテ、其要綱ヲ申
シマスルト

一、幹線ナラザル國有鐵道、省營「バス」
ヲ積極的ニ調整ニ參加セシムベシ

二、主務大臣ガ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ
裁定金額ノ算出ニ付命令其ノ他ノ方法
ニ依リ一定ノ標準ヲ定ムベシ

三、市内ニ於ケル水路交通事業ヲモ陸上
交通事業ト併セ調整スベシ

四、調整ニ當リテハ

(イ) 公營ノ方針ヲ貫キ地方自治體ヲ經
營ノ主體トスルコト

(ロ) 運賃ノ引上ゲヲ來サザルヤウ嚴重
ニ監督スルコト

(ハ) 從業員ノ待遇ヲ低下セシメザルハ

勿論絶対ニ失業者ヲ出サザルコト

(二) 交通事業調整委員會ノ構成ハ公平

ヲ期スルコト

等デアリマシタ、委員會ハ是等希望條項ヲ何レモ理由アルモノトシテ可決シマシタ、詳細ニ互ツタコトハ速記録ニ依ツテ御承知ヲ願フコトニ致シマシテ、委員長ハ是ダケヲ御報告致シマス、何卒御賛同ヲ賜ランコトヲ御願致シマス

委員長報告通可決

貴族院 三月十七日 衆議院送付ノ法案上

程

○國務大臣(中島久平君) 只今上程サレ

マシタ、陸上交通事業調整法案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、陸上交通事業ハ我が國ノ發展ニ伴ヒマシテ、近年著シク發達シテ參ツタノデアリマスガ、其ノ半面ニ於キマシテハ、動モスレバ事業相互間ノ連絡統一ヲ缺キ、竝立競争ノ弊ヲ生ズルニ至ツタノデアリマス、其ノ結果ハ國家的ニ見マシ

テ誠ニ不經濟、不合理ト申スベキデアリマシテ、實ニ事業者ニ取リ資本ノ浪費トナリ、延イテハ經營ヲ困難ナラシメルバカリデナク、一般公衆ニ對シマシテモ、交通機關ノ利用上、遺憾トスル點ガ少クナイト云フ状態ニ立到ツタノデアリマス、從ツテ是等交通事業ヲ調整シテ國家的ノ不經濟ヲ除キ、公衆ノ便益ヲ増進スルト共ニ、事業ノ健全ナル發達ニ資スルノ要極メテ緊切ナルヲ認メマシテ、茲ニ本法案ヲ提出致シタ次第デアリマス、今其ノ内容ノ主ナルモノヲ申上ゲマスレバ、主務大臣ガ公益ノ増進ヲ圖リ、事業ノ健全ナル發達ニ資スル爲、陸上交通事業ノ調整ヲ爲サムトスル場合ニハ、之ヲ交通事業調整委員會ニ諮リ、其ノ意見ヲ徵シマシテ、調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及範圍、竝ニ調整ノ方法ヲ決定致スノデアリマス、此ノ決定ニ依リ主務大臣ハ陸上交通事業經營者ニ對シ、一定ノ事項ヲ勸告又ハ命令シ、其ノ勸告又ハ命令ニ基キ、事

業者ガ協定ヲシテ調整ガ行ハレルノデアリマス、若シ命令ヲ受ケタ事業者間ニ協議ノ纏ラナイ場合ニハ、主務大臣ガ裁定スルコトニ相成ツテ居リマス、此ノ裁定ニ關シマシテモ、交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シテ爲スノミナラズ、裁定ノ價格ニ不服ナル者ニハ、通常裁判所ニ出訴スル途モ開カレテ居ル次第デアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ切望致シマス

○松本勝太郎君 只今上程致サレマシタ陸

上交通事業調整法案ニ付キマシテ、簡單ニ鐵道大臣ニ御伺ヒ致シタイト存ジマス、本案ニ付テハ先程大臣ノ御説明ノ中ニモアリマシタ如ク、現今ノ狀態カラ見マシテ之ヲ調整スルノ必要デアルコトハ、一般ノ希望シテ居ル所デアリマシテ、其ノ上程ヲ見ルニ至リマシタコトハ誠ニ喜バシイ次第デアリマス、併シ茲ニ本案ヲ審議スル上ニ於キマシテ、二三確メテ置キタイト思フ點ガアルノデアリマス、先ヅ第一ニ御伺ヒ申シタ

イノハ、今日何ガ故ニ此ノ法案ヲ必要ト認
メナクテハナラナイノカ、私ハ此ノ最も大
ナル原因ハ、從來無暗ニ自動車營業ヲ許可
シタガ爲ニ、遂ニ競争ノ誘發トナリ、今日
ノ結果ヲ招來スルニ至ツタノデハナイカト
思フノデアリマス、果シテ然ラバ先ヅ本案
ヲ決定スルト同時ニ、認可ノ根本方針ヲ樹
立セシメ置クコトガ先決問題デハナイカト
思フノデアリマス、ソレニハドウ致シマシ
テモ、此ノ際一路線一營業主義ヲ、法文化
セシメ置クコトガ必要デハナイガト痛感ス
ルノデアリマス、勿論此ノ法案ニ依ル區域
内ト又施行サレナイ區域外トヲ問ハズ、此
ノ認可ノ根本方針ダケハ是非確立セシメテ
置カザレバ、過誤ヲ繰返ス虞ガアルコトヲ
憂ヘルノデアリマス、果シテ政府ハ此ノ點
ニ對シテ如何ナル御所見ヲ御持チデアリマ
スルカ、先ヅ此ノ點ヲ確メテ置キタイノデ
アリマス、次ニ御尋ネ申シタイノハ、本案
第二條ニアリマス調整ノ區域ト云フコトニ

關シテデアリマス、過日衆議院ニ於ケル質
問ニ際シ、田尻次官ヨリ大體當局ノ方針ト
シテ、先ヅ東京、大阪ヲ初メ六大都市ニ及
サレルガ如ク答辯デアツタヤウデアリマ
ス、交通事業、殊ニ「バス」營業ガ亂脈ニ
陥ツテ居ル點デハ、地方ノ中小都市ト雖モ
決シテ六大都市ニ劣ツテ居ナイノデアリマ
ス、特ニ本案ノ目的ノ一ツト考ヘマズルガ
「ガソリン」節約ト云フ建前カラ見マシテ、
空車同様ノ「バス」ノ運行ノ如キハ、大都
市ヨリモ寧ロ地方都市ニ多數見受ケルノデ
アリマス、是等ハ最も戒心スベキコトト考
ヘルノデアリマス、斯カル狀態ハ交通ノ亂
脈ニ因ツテ招來セラレルモノデアリマシ
テ、或都市ノ如キハ一線路ニ十線以上ノ營
業ガ爲サレテ居ル例モアルノデアリマス、
故ニ斯カル見地ヨリスルナラバ、地方ノ中
小都會コソ六大都市以上ニ本法ノ適用ガ急
務デナイカト考ヘラレルノデアリマス、當
局ニ於カレマシテモ以上ノ諸點ヲ御考慮ニ

ナリマシテ、施行區域ヲ相當擴大セラレル
必要ガアルノデハナイカト存ズルノデアリ
マス、果シテ國務大臣ノ御所見ハ如何デア
リマスカ御伺ヒ申シタイノデアリマス、次
ニ御伺ヒ申シタイノハ、本法案中ニ省營鐵
道、省營「バス」等ガ何等觸レテ居ナイヤ
ウデアリマス、眞ノ調整ヲ圖ラムトスルニ
ハ、是非關聯ノ必要ガアルト思フノデアリ
マスガ、此ノ點ハ如何ナモノデアリマスル
カ、御尋ネ申シテ置キタイト思ヒマス、又省
營「バス」ノ今後ノ經營方針デアリマスガ、
本案ガ決定サレルナラバ、必然其ノ方針モ
變更サレルモノデハナイカト思フノデアリ
マスガ、從來ノ方針ヲ我々ガ見マスルニ、元
來ノ方針ト近來ノ方針トガ格段ノ差ガ生ジ
テ居ルヤウニ見受ケラレルノデアリマス、
元々省營「バス」ノ經營ハ民間ノ及バナイ方
面、即チ鐵道ニ代ル専用道路ヲ敷設シテ運
行サレルノガ本來ノ方針デハナカツタノデ
ハナイカト思フノデアリマス、然ルニ現在

ノ状態ヲ見マスレバ、既設ノ道路ヲ使用セラレ、而モ民間ト競争のニ運行サレテ居ル状態デアリマスガ、此ノ御方針ハ甚ダ面白クナイト思フノデアリマス、帝國鐵道ノ使命ノ上カラ言ツテモ、又本法案ノ精神カラ考ヘマシテモ、將來ハ民間業者ノ及バナイヤウナ場所ニ限ツテ専用道路ヲ敷設セラレ、自動車ヲ運行サスト云フコトガ、地方開發ニ資スル所以デナイカト思フノデアリマス、政府ハ此ノ點ニ關シ如何ナル御方針、御意見ヲ御持チニナツテ居リマスルカ、具體的ニ御説明願ヒタイノデアリマス

○國務大臣(中島知久平君) 御答ヘ致シマス御質問ノ第一點ハ、將來「バス」等ノ免許方針ヲ如何ニスルカト云フ點ニアリマシタガ、此ノ調整法ノ精神ニ則リマシテ、今後ハ成ルベク一路線一營業主義ト云フヤウナコトヲ原則ト致シテ、十分注意シテ免許シテ行キタイト考ヘテ居リマス、第二點ハ本調整法ノ適用ノ範圍ヲ六大都市以外ニモ

擴大シテハドウカト云フ御問デアリマシタガ、本調整法ハ、決シテ六大都市ニ限ル譯デアリマセヌノデ、何レノ地方ニ於テモ其ノ必要ナル所ハ調整委員會ノ意見ヲ徵シマシテ、本調整法ヲ適用スルコトニナツテ居ルノデアリマス、第三點ハ、省營「バス」ガ本調整法ニ入ツテ居ルカト云フ御問デアリマシタガ、勿論省營「バス」モ調整ニ参加スルノデアリマシテ、鐵道省ト致シマシテ、進ンデ國有鐵道ニ關スルモノモ幹線又ハ軍事上調整ニ参加シ得ナイモノヲ除クノ外ハ、省營「バス」ニ限ラズ進ンデ調整ニ参加スル考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、

第四點ハ、省營「バス」ト民間「バス」トノ競争ニ對シテ如何ナル方針ヲ採ルカト云フ御問デアリマシタガ、只今申上ゲマシタ通り、省營「バス」モ進ンデ本調整ニ参加スル考デアリマスカラ、現在競争シテ居ルヤウナ所ガアリマスナラバ、勿論本調整法ノ精神ニ則ツテ善處スル考デゴザイマス

○子爵立花種忠君 唯今鐵道大臣カラ第四點トシテ御答ニナリマシタガ、善處スルト云フコトデアリマシタガ、私ニハ分リマセヌガ、善處スルト云フノハ、ドウ云フコトデアリマスカモウ少シ分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイ

○國務大臣(中島知久平君) 善處スルト申シマシタノハ、本調整法ノ趣旨ハ、無益ナル競争ヲ除クコトニアルノデアリマスカラ、競争地點ニ對シテ必要アラバ、本法ガ適用セラレルコトニナリマスカラ、省營「バス」ヲ民間「バス」ニ併合スルヤウナコトモ或ハ考ヘラレマセウシ、或ハ又別ナ會社ガ出來マシテ、省營「バス」ト民間「バス」トガソレニ入ツテ行ク場合モアリマセウシ、或ハ省營「バス」ノ方ニ民間ノ方ガ入ツテ行ク場合モアリマセウガ、サウ云フヤウナコトニ依リマシテ、其ノ競争ヲ除キタイト考ヲ申上ゲタ次第デアリマス
陸上交通事業調整法案特別委員

侯爵西郷 從德君 侯爵中山 輔親君

伯爵橋本 實斐君 子爵曾我 祐邦君

子爵秋元 春朝君 子爵秋田 重季君

永田秀次郎君 男爵福原 俊丸君

男爵大藏 公望君 男爵近藤 滋彌君

八田 嘉明君 藤沼 庄平君

丸山 鶴吉君 吉田羊治郎君

鈴木 幸作君 松本勝太郎君

風間八左衛門君 大西虎之介君

三月二十三日 橋本委員長左ノ報告ヲ爲ス

○伯爵橋本實斐君 只今上程ニナリマシタ

法律案ノ特別委員會ニ於ケル經過竝ニ結果

ヲ御報告申上ゲマス、特別委員會ハ三回ニ

互リ最モ慎重ニ審議ヲ遂ゲマシタル結果、

三月二十日本案ヲ可決致シマシタガ、本案

ハ重要ナル法律案デアリマスルカラ、質疑

應答ノ模様ヲ申上ゲルニ先ダチマシテ其ノ

提案ノ理由ト法案ノ趣旨ヲ簡單ニ申述ベマ

ス、我方國陸上交通事業ハ近年非常ナル發

達ヲ遂ゲマシタルト共ニ、其ノ半面事業相

互ノ連絡統一ヲ缺キ、竝ニ競争ノ弊甚ダシ

ク、社會公衆ノ不便ナルモノガアリマス、

當業者モ夙ニ事業ノ調整ヲ希望シ、政府モ

亦其ノ必要ヲ痛感シ來ツタノデアリマス、

是レ本案提出ノ要アル所以デアリマス、之

ニ依ツテ國家ハ大局の見地カラ計畫ヲ定メ

資本ノ浪費ヲ防ギ、需要者ノ便益ヲ増進シ、

交通事業ノ堅實ナル發達ヲ期スルニアルノ

デアリマス、本法案ハ僅々十二箇條ヨリナ

ル極メテ簡明ナル法案デアリマスルケレド

モ之ガ施行ノ曉ニハ我國交通行政上、公益

上又經濟上至大ノ關係ヲ及スノデアリマシ

テ案ノ根幹ハ何ト申シテモ本案ノ第二條ニ

存スルノデアリマス詰リ第二條ノ中心ヲ成

スモノハ、陸上交通事業調整委員會デアリ

マス、特別委員會ニ於テ鐵道大臣モ申サレ

マシタガ如ク、調整ニ關スル諸般ノ事項ハ

皆此ノ調整委員會ニ諮問セラレテ行レルノ

デアリマス、而シテ此ノ重要ナル調整委員

會ニ關シテハ總テガ勅令ニ讓ツテアルノデ

アリマス、法案ノ適用事業ハ地方鐵道事業、

軌道事業、及び自動車運輸事業デアリマシ

テ、其ノ他ハ追ツテ勅令ニ指定セララル、ノ

デアリマス、政府ガ調整ヲ行フ方法ト致シ

マシテ、最モ重要ナルモノハ會社ノ合併及

設立デアリマス、此ノ合併並ニ設立ニハ勅

告ヲ以テ之ニ行ヒ、第二條第二號以下ノ事

業ノ讓渡、調整ノ區域、事業ノ種類、調整

ノ範圍方法等ハ命令ヲ以テ之ヲ行フノデア

リマス、以上ノ事項ハ何レモ法案第二條ニ

規定シテ居リマス、第二條以下ノ規定ニ付

キマシテハ之ヲ説明ヲ省略シマス、本法

案ハ御承知ノ通り衆議院ニ於キマシテ第二

條及第十二條ニ字句挿入ノ修正ガ加ヘラレ

テ居リマスルガ、特別委員會ハ此ノ修正原

案ヲ可決致シタ次次第デアリマス、特別委

員會ニ於ケル質疑應答事項ハ誠ニ多岐ニ互

ツテ居リマスルカラ、其ノ中主ナルモノノ

ミヲ申上ゲマス、先ヅ法案ノ適用範圍ハド

ウデアアルカト云フ御質問ガゴザイマシタ、

第二條ハ公益ヲ圖リ、陸上交通事業ノ發達ニ資スル爲、之ヲ調整スルコトアルケレドモ、更ニ交通ニ關スル器材ノ調製、自動車道路ノ改良等ニ迄モ及ブ必要ガアルカ、ドウデアアルカ如何デアアルカ、之ニ對シマシテ政府ハ調整法ニ依リ無駄ノ競争ヲ省キ、其ノ結果全カラ交通設備ノ器材ノ充實、其ノ他道路改良ニモ及ブコトガ出來ルケレドモ本法直接ノ效果ト致シマシテハ是等ハ目標ト致シテ居リマセヌ、本法以外ノ方法ニ依リテ此ノ目的ヲ達シタイト思フノデアアル、次ハ會社ノ合併又ハ設立ニ關シテデアリマス、會社ノ合併ハ法案ニ依レバ勸告ニ依リ、讓渡ハ命令ヲ以テ行ハル、ノハドウデアアル、等シク同ジウナ結果ヲ齎スニモ拘ラズ、一ハ勸告ニ依リ、一ハ命令ニ依ルハ權衡ヲ失スルデアライカ、之ニ對シマシテ政府ハ商法其ノ他訴訟法等法律關係上、合併ヲ命令ニ依ラシムルコトガ出來ナイ、又從來立法例モ左様ナモノハナイ、本旨ヲ申セバ合

併モ命令ヲ以テ行ヒタイトデアアルガ、是ハ誠ニ已ムヲ得ナイ次第デアアル、又他ノ質問ハ民營會社ハ算盤ヅクデ合併ヲ希望スル、然ルニ調整ハ元々公益上ノ理由カラ起ルモノデアアル、若シ合併ニ依ツテ公益團體ノ利益ガ脅カサルルヤウナコトハナイカ、之ニ對シマシテ合併ノ起ルノハ當事者ガ現ニ無用ノ競争ヲ行ヒ、疲弊致シテ自ラ之ヲ欲スルヤウニナツテ居ル場合ガ多イ、其ノ結果ハ公益ニモ合スル筈デアアル、唯合併ノ結果獨占ノ弊現ル、ナラバ、是ハ監督法規ニ依ツテ嚴重ニ取締リタイ、次ハ交通調整委員會ニ關シテデアリマス、一委員ハ、本委員會ハ諮問機關デアアル由デアアルガ、其ノ構成ガ内閣ニ置カレ、會長ハ内閣總理大臣、副會長ハ內務大臣、鐵道大臣ガ之ニ當リ其ノ他關係各廳ノ高等官、貴衆兩院議員等カラ成ツテ居ル從來ノ如ク此ノ委員會ガ御用委員ニ墮スルノハ誠ニ不可デアアル、故ニ寧ロ委員會民間ノ有識者ヲ委員長トシ、十分民間ノ

意見ヲ公正ニ反映スルヤウニ致シタイトモデアアル、自分ハ寧ロ調査委員會ハ委員會ノ下ニ、各地ニモ別ニ府縣ヲ中心トスル別ノ委員會ヲ作り、其ノ議決ヲ調整委員會ノ參考ニ供スルコトガ適當デアアルト思フケレドモ、政府ノ考ハドウカ、委員會ノ構成ハ、各方面ニ意見ヲ反映セシムル爲、公正ノ有識者ヲ以テ網羅シ、努メテ御用委員會ニ墮スル弊ヲ避ケタイ、委員會ノ委員ノ構成ニ付テハ御趣旨ニ從ツテ慎重ニ選定スル積リデアアル、尙本件ニ關シテハ他ノ委員ヨリモ既設ノ鐵道會議ノ例ヨリ見ルナラバ、鐵道關係ノ官吏出身者ガ多イガ民間事業ニ關係ガアリ又公益團體ニモ關係ガ深い故ニ、是等ノ方面ノ有識者ヲモ選定シテ委員ニスルコトガ必要デアアルガ、御考ハドウデアアル、之ニ對シテ、調整委員會ノ構成ハ種々ノ觀點カラ研究シナケレバナラス、關係各省トモ能ク相談致シテ、成ルベク御趣旨ニ合フヤウニ致シタイト、尙委員會ノ權限ニ付キマシ

テ質問ガゴザイマシタ、本委員會ハ執行機
關デハナク諮問機關デアル、法案ノ發動、
運用ニ關スル諸般ノ事項ノ審議機關デア
ル、所謂御用委員會ニ墮セザルヤウニ注意
ヲシテ欲シイ之ニ對シマシテ政府モ重要ナ
案件ノ審議ニハ或ハ白紙ヲ以テ臨ミ其ノ議
ヲ經テ案ヲ作ツテ研究シタイ、斯ウ云フ答
辯ガゴザイマシタ、調整ニ於ケル國有鐵道
ノ立場ニ關シテノ質疑ガゴザイマシタ、東
京市ニ於ケル交通事業ノ分布情況カラ見ル
ト、國鐵即チ省線ハ其ノ中心ヲナスケレド
モ、調整上ノ立場ハ如何デアルカ、又他ノ
委員ハ國鐵ノ幹線及國防上必要ナモノヲ除
イテハ、進ンデ調整ニ參加スルト言ハレル
ガ、陸軍トシテハ國防上ノ見地カラ如何ニ
見ラレルカ、又他ノ委員ハ、國鐵幹線ハ、
調整ニハ無關係ナリトノ原則ガアツテモ、
調整ノ爲ニ地方鐵道ヲ國鐵ニ吸收スルコト
ノ例外ハ認メラルベキデアルガドウデア
ルカ、是等ノ質問ニ對シマシテ、國鐵ノ幹線

及軍事上必要ナ線ハ、原則トシテ調整ニ參
加シナイケレドモ、其ノ他ノ地方的ノモノ
ハ、進ンデ交通事業ノ調整ニ喜ンデ參加ス
ル積リデアアル、又陸軍當局ノ意見ト致シマ
シテハ、陸軍ハ國防上ノ見地カラ、交通機
關ノ情況ニ常ニ關心ヲ持ツテ居ル、從ツテ
之ガ改善發達ニ付テ、關係各省ト連絡ヲ取
ル爲ニ、本法案モ此ノ意味ニ於テ目的達成
ノ一途ニアルノデアアル、調整ニ依ツテ軍需
器材、人馬ノ輸送ニ貢獻スルコト思フ、
東京市ニ於ケル由手線ノ如キモ、有事ノ際
ハ大イニ役ニ立ツコトト考ヘルケレドモ、
平時ハ民衆ノ利益ニ供シテ一向差支ナイ、
又國鐵ノ民營ニ入ルコトハ、少クトモ山手
線ニ付テハ起ラナイコト思フ、斯ウ云フ
答辯ガゴザイマシタ、尙一路線一營業方針
ニ付テ、種々質疑應答ガ行ハレタノデア
マス、本件ニ付大臣ハ本會議ニ於テモ聲明
セラレタケレドモ、從來ノ情況ハ必ズシモ
忠實ニ此ノ原則ガ守ラレテ來テ居ラナイ、

將來之ヲ固ク御守リニナル積リガアルカ、
之ニ對シマシテ、原則トシテハ固ク守ル積
リデアアル、故ニ本法實施ノ曉ハ、一層注意ヲ
加ヘテ行キタイ、但シ已ムラ得ザル例外ノ
場合モ起リ得ルコトハ御了承ヲ願ヒタイ、
又他ノ委員ハ、從來歷代ノ鐵相ハ此ノ聲明
ヲ爲シテ居ラレルケレドモ、常ニ事實ハ反
對ノ現象ヲ生ジテ居ル、此ノ不安ヲ除ク爲
ニハ、進ンデ此ノ主義ヲ法文化セラレテハ
ドウカ、之ニ對シマシテ、本案ノ成立スル
時ハ此ノ原則ハ破ラレルコトガナイ、但シ
先程モ申上ゲマシタ通り、已ムラ得ザル例
外ノ場合ハ已ムラ得ナイ、次ハ省營「バス」
ノ件デアリマス、之ニ關聯シテ「バス」營
業ハ民營ガ宜シイカ、公營ガ宜シイカ、省
營「バス」營業ハ民營壓迫ニハナラナイ、
民營ト省營「バス」トハ自ラ其ノ目的ヲ異
ニスルガ故ニ、並行シテ存在スルコトガ可
能デアルト思フ、唯重複スルモノニ付テハ
調整法ノ趣旨ニ從ツテ、雙方何レカニ對シ

テ融合スルコトニ致サウ、又一委員カラ、根本問題トシテ將來進ムベキ方針ハドウダ、民營カ省營カ、之ニ對シマシテ、民營ガ立派ニ商賣ナル地方ハ民營ニ委セ、將來鐵道敷設地ニシテ、未ダ交通量ガ少イケレドモ、公益上ノ必要カラシテ、而モ民營「パス」ノ營業困難ナルヤウナ土地柄ニ對シテハ、省營「パス」ヲ行フ方針デアアル、又之ニ關聯致シマシテ、交通事業調整ノ結果、交通事業ハ公營ガ宜シイカ民營ガ宜シイカト云フ根本問題ニ關シマシテ、委員カラ政府ノ方針ヲ質シマシタル處、鐵道大臣ハ此ノ問題ハ全ク白紙デ臨ミタイ、豫メ甲カ乙ニ定メテ行ク場合ニハ無理ガ生ズルカラデアアル、又此ノ點ニ付キマシテ、内務當局ノ御所感モ承リタイト云フ間ニ對シマシテ、抽象的ニハ公益ニ關係ノアル、交通事業ハ公營ガ宜シイノデアアル、併シ具體的ノ場合ニ於テハ、個々ノ事情ヲ考察シテ白紙ヲ以テ決定シタイ、斯ウ云フ答辯ガゴザイマシタ、終リニ政府案ニ對シテ衆議院ガ修正シマシタ點ニ對スル質問ガゴザイマシタ、即チ第

二條ノ兼營ノ意義ニ付テデアリマス、兼營ハ形式上ハ別個ノ形態ヲ成スモノヲ謂フ、即チ本來ハ獨立ノ收入ヲ以テ營業シテ行カレルヤウナモノヲ謂フノデアアル、是ガ政府ノ見解デアリマス、又第十二條ノ處分ヲ爲スコトニ付、衆議院ニ於テ修正シテ、先ツ調整委員會ニ諮ツテ後處分ヲスル、斯ウ云フ點ハソレデ宜シイノカ、之ニ對シマシテ政府ハ、原案ハ委員會ニ諮ラナイデ處分セシメルノガ、宜イト思ツテ居ツタノデアアルトカ、其ノ他ノ處分ヲ行フノニ豫メ委員會ノ議ニ付シテ居ル、行政上處分ヲスル時ニ矢張り委員會ノ議ニ掛ケタ方ガ宜シイト云フ主張ガ強カツタノデ其ノ儘ニナツテ來タ、若シ貴族院ニ於テ之ニ同意セラレルナラバ政府モ本修正ニ同意デアアル、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、尙調整ノ結果ハ、統一ノ餘リ自動車ノ數量ヲ減少スルヤウナ心配ハナイカ、是ハ調整ノ結果左様ナコトハナイ、寧ろ無用ナ競争ヲ排除スル結果餘裕ヲ生ズルカラ其方ノ方カラ寧ろ車輛ノ數量ガ殖エルヤウナコトニモナルカト思フ、斯

ウ云フヤウナコトデアリマシタ、斯クテ質疑ヲ打切りマシテ討論ニ入りマシタル處、數名ノ委員カラ、詳細ノ點ニハ尙疑點ガ多イケレドモ、主要ナ部分ニ對スル政府答辯ト誠意アル言明ニ信頼シテ本案ニ賛成スルト、賛成ノ意見ヲ表明セラレ、交通事業ノ調整ヲ行フ場合ニハ成ルベク省營モ調整ノ範圍ニ加ヘラレタイ、調製委員會ノ構成ハ官吏ヲ主トセズ、公正ナル立場ニ在ル有爲ノ人々ヲ以テ委員ニ選定スルコト、調整委員會ハ形式上ハ諮問機關デアルガ、法案ニ於ケル建前ハ重要ナ地位ヲ占ムルカラシテ、運用上ニハ特ニ注意セラレタイ、一路線一營業制ノ根本方針ヲ確立シテ、半面之ニ伴ツテ起ル獨占ノ弊ヲ避ケルコト、省營「パス」ノ新運輸ニハ成ルベク専用道路ニ依ツテ運輸シ、且民營ノ壓迫ヲ極力避ケラレタイ等ノ希望ヲ種々述べラレマシタガ、之ニ對シテ鐵道大臣カラ、御希望ノ點ハ十分注意シテ之ガ達成ニ努力スルト云フ言明ガゴザイマシタ、採決ヲ致シマシタル處、全會一致ヲ以テ衆議院ノ修正ヲ含ム原案ニ可決致シマシタ此ノ段御報告申上ジマス